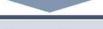
# 4 川崎市保育の認定と利用者負担額徴収に係る事務について

保育・幼児教育部保育対策課 044-200-3727

# 1 多様な保育事業 (利用案内 4ページ)

## 日常的に 子どもを預けたい

一時的に 子どもを預けたい



保育所等

<市への申請が必要>

◎小規模保育事業

@家庭的保育事業

#### 〇~2歳児

#### 保育所等

#### <市への申請が必要>

- 〇事業所内保育事業

- ◎公立保育所
- ◎認可保育所
- ◎認定こども園 (保育所部分)

#### 認可外保育施設

#### <各施設で受付>

- 〇川崎認定保育園
- ※月額5千~2万円の保育 料補助あり(要件あ り)。

## 3~5歲児

#### 幼稚園・認定こども園

#### <各園で受付>

- @幼稚園
- (預かり保育実施園)
- ※4時間を標準とする教育時 間のほか、希望者を対象に 預かり保育を実施している 幼稚園があります。
- ◎認定こども園 (幼稚園部分)

## ○~5歳児

#### 保育所等

#### <各施設で受付>

#### ◎認可保育所の一時保育

保育所等の施設に通っていない児童 の保護者が、就労や就学、病気や冠 婚葬祭のほか、子育て負担を軽減す る目的(リフレッシュ) などのた め、週3日以内又は月64時間に満 たない範囲で一時的に保護者に代わ って保育を実施

#### 認可外保育施設

#### <各施設で受付>

◎川崎認定保育園の リフレッシュ保育

週3日以下の月極契約や、冠婚葬祭 等で子どもを保育できない場合に保 育を実施

#### その他の認可外保育施設

#### <各施設で受付>

◎企業主導型保育事業

〇地域保育園

# 2 子ども・子育て支援新制度における給付認定 (利用案内5ページ)

#### 教育•保育給付認定

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、川崎市が給付費として施設等に支払います(法定代理受領)。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。

教育・保育給付認定の申請は、保育所等の利用申込と併せて行います。認定結果は、概ね30日以内に「教育・保育給付認定決定通知書」を交付します(なお、令和6年4月入所申請については審査等に時間を要するため、令和5年12月以降に交付予定です。)。

なお、「教育・保育給付認定決定通知書」は、保育所等への入所を保証するものではありません。

認定区分		年齢	保育の必要性(※)	給付対象施設•事業		
1号認定 教育標準時間認定		満3歳以上	なし	幼稚園(施設型給付)、認定こども園(幼稚園部分)		
2号認定	保育認定	3~5歳児		公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)		
3号認定	保育認定	O~2歳児	あり	公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、 地域型保育事業		

# 2 子ども・子育て支援新制度における給付認定 (利用案内 8ページ)

	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上の就労(※)	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間又は 保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定日の前後 各2か月程度 (※多胎妊娠 の場合は14週前から)	原則保育標準時間 (保育短時間も可)
3	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間
4	同居又は長期入院している親族などの 介護・看護	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間又は 保育短時間
5	災害の復旧	災害の復旧が完了する と見込まれる期間	原則保育標準時間 (保育短時間も可)
6	求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間
7	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等 へ通学していること	職業訓練校や大学等へ 通学する期間	保育標準時間又は 保育短時間
8	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	原則保育標準時間 (保育短時間も可)
9	児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1~8に類すると、市長が認める場合	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間又は 保育短時間

# 3 申請から利用までの流れ (利用案内6·7ページ)

## ① 事前相談・保育所等の見学等

- ・区役所が利用者からの事前相談を受付
- ・利用者には申請前に可能な範囲でお子さんを連れての保育所等の見学をお願いしています。

## ② 申請

- ・期日までに利用者がお住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションに申し込み
- ・各月随時で申請は利用開始月の前月10日頃が申込期限
- ・転園希望については、異動届の他、必要書類を添えて申請が必要

## ③ 希望変更受付期間

④ 申請書の受理・内容の確認等

# 3 申請から利用までの流れ (利用案内6·7ページ)

⑤ 教育・保育給付認定決定通知書の発行



⑥ 利用調整



⑦-1 利用調整結果通知書(内定)



⑦-2 利用調整結果通知書(保留)

・各区役所・地区健康福祉ステーションにおいて アフターフォローを実施

## ⑧ 入園前健康診断

・嘱託医決定後、1月中旬以降に各施設に通知



# 3 申請から利用までの流れ (利用案内6・7ページ)

## 9 保育所等との面談

- ・入園される保護者の方と面談
- ・重要事項等の保育所等のルールを確認
- ・お子さんの状況に合わせた保育の内容やアレルギー対応等の相談



## ⑩ 利用者負担額等決定通知書

### ※5月1日以降の各月の申請スケジュール

利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和6年5月	令和6年4月10日(水)	4月中旬以降
令和6年6月	令和6年5月10日(金)	5月中旬以降
令和6年7月	令和6年6月10日(月)	6月中旬以降
令和6年8月	令和6年7月10日(水)	7月中旬以降
令和6年9月	令和6年8月 9日(金)	8月中旬以降
令和6年10月	令和6年9月10日(火)	9月中旬以降

利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和6年11月	令和6年10月10日(木)	10月中旬以降
令和6年12月	令和6年11月 8日(金)	1 1月中旬以降
令和7年1月	令和6年12月10日(火)	12月中旬以降
令和7年2月	令和7年1月10日(金)	令和7年1月中旬以降
令和7年3月	令和7年2月10日(月)	令和7年2月中旬以降

# 4 利用調整 (利用案内13ページ~)

- ・入所にあたっては、利用調整を実施
- ・以下①~⑤の優先順位のとおり、ランク・指数・項目点により点数化し、施設ごとに順位付け

#### ① 世帯のランクによる判定

ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1(17ページ)に基づき、各保護者をA~Hのランクに区分し、 保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

例)次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。 a世帯 世帯ランクB b世帯 世帯ランクC

> 父ランク:B 母ランク:B

>

父ランク:A 母ランク:C

## ② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指数表」(18ページ)により、 指数(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

## ③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」(19ページ)により、項目点(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

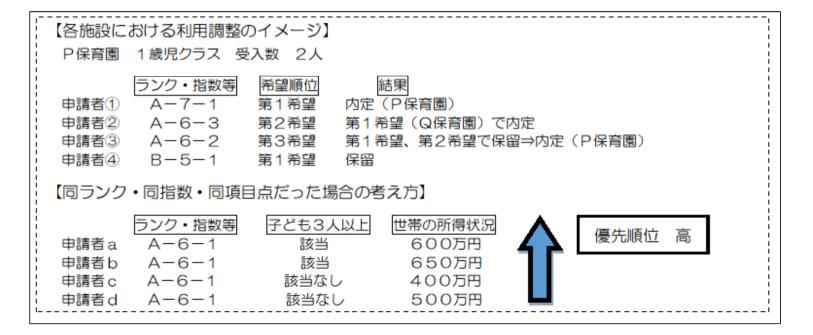
# 4 利用調整 (利用案内13ページ)

## ④ 教育している子ども3人以上の有無による判定

①~③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」(19ページ)により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

## ⑤世帯の所得による判定

①~④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします(19ページ)。



# 5 申請内容の変更に伴う書類の提出(利用案内22ページ)

①異動のあった事実の確認・聞き取り



② 異動届(及び必要書類)を保護者へ配布

※必要書類に関しては、別添資料「在園中保護者に異動があった場合の処理及び提出書類について」を御確認ください。



③異動届(及び必要書類)を保護者が記載・用意し、施設長宛てに提出



④施設から福祉事務所(区役所・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当)宛てに送付



# 5 申請内容の変更に伴う書類の提出 (利用案内22ページ)

## ⑤福祉事務所(区役所・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当)より 「施設別児童一覧」を施設へ送付

- ・3月と8月には在籍児童全員分の一覧を全施設へ送付(当月中旬)
- ・それ以外の月については対象児童についてのみ記載された一覧を該当施設へ送付(当月末)

#### (令和6年度)

## 施設別児童一覧



施設名称:000000:○○○○保育園

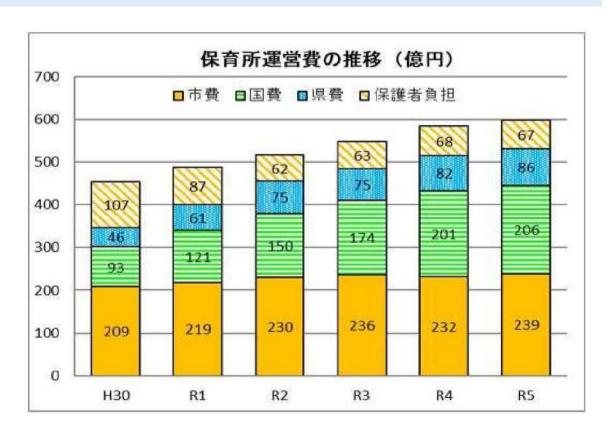
児童カナ氏名 児童氏名 児童生年月日	児童区分 適用期間 入所日	保護者カナ氏名 保護者氏名 退所日	郵便番号 児童住所	認定証番号 認定有効期間 認定区分	保育必要量 負担区分(市) 負担区分(国)	きょうだい区分 利用者負担額 副食費負担区分	
カワサキ タロウ	通常児童	カワサキ イチロウ	210001	0000000000000	標準時間	1	
7.11.44 >(6.44)		7 11.14	川崎区宮本町1		C5		0
				* 11-7-	4	副食費免除	
. , .						1	
小杉 武蔵	$20240401 \sim 20260331$	小杉 太郎	中原区小杉町3-245	$20240401 \sim 20260331$	C25		0
0000000	20240401	0000000		2号認定	8		
タカツ シンサク	通常児童	タカツ ハナコ	2130014	000000000000	標準時間	1	
高津 新作	$20240401 \sim 20260331$	高津 花子	高津区新作1-9-1	20240401~20260331	C3K		0
0000000	20240401	0000000		2号認定	31	副食費免除	
ホイク ハナコ	通常児童	ホイク イチロウ	2100005	0000000000000	標準時間	2	
保育 花子	$20240401 \sim 20260331$	保育 一郎	川崎区東田町5-4	$20240401 \sim 20260331$	C25	4140	0
0000000	20240401	0000000		3号認定	8		
	児童氏名 児童生年月日 カワサキ タロウ 川崎 太郎 0000000 コスギ ムサシ 小杉 武蔵 0000000 タカツ シンサク 高津 新作 0000000 ホイク ハナコ 保育 花子	児童氏名 適用期間   児童生年月日 入所日   カワサキ タロウ 川崎 太郎 20240401~20260331 0000000 20240401 20260331 0000000 20240401 20260331 0000000 20240401 20240401 20260331 0000000 20240401 20240401~20260331 20240401 20240401 20240401 20240401 20240401 20240401 20240401 20260331 20240401~20260331	児童氏名 児童生年月日 適用期間 入所日 保護者氏名 退所日   カワサキ タロウ 川崎 太郎 0000000 コスギ ムサシ 小杉 武蔵 0000000 20240401 シンサク 高津 新作 0000000 カフッシンサク 高津 新作 0000000 ホイク ハナコ 通常児童 シ20240401 第児童 第別皇 第一次 第二十二十二十二十二十二十二十二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	児童氏名 児童生年月日 適用期間 入所日 保護者氏名 退所日 児童住所   カワサキ タロウ 川崎 太郎 0000000 コスギ ムサシ ・ 通常児童 ・ フ240401~20260331 小杉 武蔵 0000000 20240401 コスギ ムサシ ・ 通常児童 0000000 20240401 シンサク ・ 通常児童 の240401~20260331 クカツ シンサク ・ 通常児童 ・ タカツ ハナコ ・ 高津 新作 0000000 20240401 ・ 20240401~20260331 ・ 京津 花子 0000000 20240401 ・ 20240401 ・ 2024040 ・ 2024040 ・ 2024040 ・ 2024040 ・ 2024040 ・ 2024040 ・ 2024040 ・ 20240 ・ 2024	児童氏名 児童生年月日   適用期間 入所日   保護者氏名 退所日   児童住所   認定有効期間 認定区分     カワサキ タロウ 川崎 太郎 0000000 000000 0000000 20240401 20240	児童氏名 児童生年月日 適用期間 入所日 保護者氏名 退所日 児童住所 認定有効期間 認定区分 負担区分(市) 負担区分(国)   カワサキ タロウ 川崎 太郎 0000000 000000 000000 000000 0000000 0000	児童氏名 児童生年月日 適用期間 入所日 保護者氏名 退所日 児童住所 認定百分期間 認定区分 負担区分(市) 負担区分(国) 利用者負担額 副食費負担区分   カワサキ タロウ 川崎 太郎 0000000 20240401 202240401

# 利用者負担額(保育料)について

# 1 保育所の運営費について (利用案内2ページ)

はじめに、保育所の運営 費については、国、県、市 そして保護者の4者で負担 しています。

運営に係る貴重な財源と なることを御理解いただき、 保育料徴収等に係る事務処 理をお願いします。



# 2 保育料の決定について (利用案内43ページ)

川崎市では、<u>父母の市民税所得割</u>額<sup>\*</sup>やお子様の保育必要量、きょうだいの状況等により、保育料金額表に基づいて決定しています。保育料は当年度の市民税所得割額に基づき、毎年9月に見直しを行います。

なお、新たに4月から入所される 方には3月末頃、変更があった場合 にはその都度送付します。

※ 父母の収入が生活保護水準以下の場合には、同居している祖父母の市町村民税額を算定に含む場合があります。

(株式: 国が進める	家庭的議覧 小裁権保育(C型)		小成就學者(B型) 丁泉所內解音:小規模型:			公立長音所·整耳侵音所、透起、近七國(3号) 小規模失音(4型),事事所內保育(長音所型)									
上版版 使有提出的例			the .	保育运	四分司	任育機能	ion at	果在是	CEHK.	保育機		đ	足	NÆ	
PROMPE		3 范末 南見 安省科								医分					
3 成未清	227	L 本 注音対	#2#	L 本 除資料	22+	L 本 保育料	#.2+	L 本 併育対	22+	L 本 除資料					
¢	0	ő	0	0	ō	0	0	0	0	0	取根配名及び中国独密部人等の円滑や将回の足 なび水色料画像の中立の支援に関する法定に よる支援終何彙終等、小規模は特益地重要行事 気を行うで実施に強いある機能者			A	
1	Ü	.0	0	0	10	0	U	- 0	0	0			市民税非課税世帯	3	
	1,400	2,300	1 750	3,500	1 800	3,600	2,500	5,200	2,650	5,300			市民報度等割のみ	C 1	
19.500	1,700	3.490	2000	4 000	2 080	4,100	3/050	5,100	3,150	5 300	円未満	5,000	市医技術(興年当時(※)	62	
	1,900	3.300	2 /80	1.900	2,500	5,000	3.450	5,900	3,550	7,100	円未油	18,500	5,000 Fig.E	C 3	
	2750	2 900	3 200	5,700	3 250	5,500	500	9 000	1,500	9 200	円未論	30,700	%,500 円以上	Ç 4	
	3.790	7.500	4,900	9.20	4.700	9,400	5.750	11.90	5.890	15,700	日未喜	30,000	90.40 円以上	C E	
30,000	4,700	9,400	5,900	11.900	5,900	11.800	7,200	14,400	7,350	14,700	日本本	70,800	60,000 円以上	C 6	
	5,000	11.500	7,200	14.400	7,300	14,900	8,900	17,800	2,100	18,200	1未本	84,500	70,800 PDAL	C 7	
	7,090	14,100	8,650	17,300	8,800	17,600	10,800	21,900	11,000	22,000	1未表	97,000	84,800 HBL	C B	
	8,200	16.400	10,150	20,000	10,700	20,600	12,600	25,200	12,650	25,700	コ未幸	108,900	97,000 ma.E	C 9	
	9,450	18,300	11,500	23,200	11,200	23,600	14,450	28,300	14,750	29,500	刊未製	123,000	108,500 ma.±	C.6	
44.500	10,650	21,300	13,100	25.200	13,300	25,500	15,350	32,700	15,650	33,300	刊未集	138,500	125,000 円は上	C ::	
	11.700	23,500	14 650	27.300	14,900	22,300	18,290	35.500	18,500	37,200	刊未集	154,200	138,500 円収上	C:2	
	13 200	25.490	15 290	32 500	15 500	35,000	20 200	*0.900	20 500	200	日末薬	159,000	151.200 円以下	6 3	
	14.430	28 900	17-800	35.600	18 100	36.200	22 200	27,400	22 500	45 <b>2</b> 00	日本客	163,900	169.000 円以下	C 4	
	16 000	32 900	19 550	37.300	20 000	40,000	2/ 530	79 100	25,000	50,000	日本森	204,500	183.900 円以上	C/S	
é 1,000	17.400	34 900	21 450	-2 900	21 800	43,500	25.700	55 900	27,200	54 500	日未奏	234,500	204.600 円以上	C'6	
\$1,000	18.230	35.500	22,400	44.900	22,800	45,600	28 000	55,000	28,900	97,000	T未喜	238,500	234.600 円以上	CO.	
	18,900	07.800	23,200	46,400	23,500	47,200	29,000	78,000	29,900	99,000	四米本	276,500	256,800 mg.E	6.9	
	18,350	33,700	23,800	47,900	24,200	45,400	29,700	79,400	30,250	90,900	71未装	300,000	278,400 ma.£	C.8	
į.	20,950	41,900	25,750	5 .500	25,200	52,400	32,150	54,300	32,750	65,500	円未満	32 ,/00	30,000 円以上	C20	
50,000	22,400	44,390	27,590	55,100	28,000	55/000	34,400	58,300	35,000	70,000	円未賞	34 ,200	32,700 円以上	C2	
35,37.	23,350	45,700	28,700	57,400	27,200	58,400	35,850	71,700	35,500	78,000	円未論	366,700	34,200 円以上	C 22	
	23 550	77,300	29 100	56 200	29,500	59,200	35,350	72,700	37,000	77,000	円未満	397,000	356,700 円以上	C 20	
104,000	26 030	52 100	32,050	57 Juu	32,500	55,200	40 030	80,100	40,750	8 ,500	円未満	475,300	3/7,000 円以上	C 74	
24.50.	26 /50	92,900	32 590	55 100	33,100	55,200	40 700	61,400	41,400	82,900			475,300 円以上	C 25	

#### 注1 市区税所得割相当額(※)

上時の終済が改善者がデートにおいて、住民特別が決されている方面でおいては、共勇教職員の増与負担事務が必認に任う技術 務議により、中域の0年度より市内の所名記の指字が多元から8%に変更となっています。議<u>当される元</u>は、市内の所名記を 特性の終済の8%相当に撤回の上、保留とを算定します。及志、保留との違法にあたっては、記当には、住宅に入名等特別を 領理等、市内村と同時でも輸入金利的研究等の適用にありません。

- 注2 3歳以上の保育判は無料です。
- 近3 この表の市民族の傾点、名和6年4月~8月分に管料については、世中の名和6年度市民総務の年頃、名和6年9月~名和7年6月分尺を料については、世帯の名和6年度市民党部の年額と係ります。
- 近4 第2子保育科には、同一世帯から2人以上の数字前内蓋が約付対象施設又は事業を利用している場合の対域、特別支援学校 あため、企業主導中保育事業の対象を持て、「事件は「免債額は、又計り事件更支援なびを使りが重か差支援を利申している場合を当め、)のあえ2子目の保育料では41ページのひとり場曲・一つの配消的負担が経済についての適用があるから、第6子が変更を予配信の子ともの手が制度が数据されています。」。
- 注5 第3子以降の保存本については無料です。この第3子の所とは、「三十二十から3人以上の数学前児童が約在対象施設又は事業を利用している近年の開始、各出支援学校が手供、企業主持工候事事業の対策集高、「運命が投入者」解し、反応、産業分子支援の保護を関連事業を獲みれば、大いの場合を表め、このは日子の取るいれませた。
- 注は、児童の圧縮が圧磨途中で満3歳に達した場合でき、圧度中は3歳未満別の勤養短用します。
- 注:/ 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

## 3 保育料の納付について (利用案内41ページ)

川崎認定保育園から認可化する施設については、これまで各施設が定める方法で各施設に納入していましたが、<u>認可保育所の保育料については川崎市に納入するため、4月分以降の保育料について、園で引き落としなど、徴収されないよう御留意ください。</u>

なお、認定こども園や地域型保育事業の保育料については、各施設が定める方法で各施設に納入となります。

保育所等の保育料は、利用施設・事業により納入方法及び納入先が異なります。

利用施設•事業	保育料の納入方法	納入先	
公立保育所、認可保育所	□座振替又は納入通知書払い	川崎市(※)	
認定こども園		施設	
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)	施設が定める方法	心。这	

<sup>※</sup>お住まいの市町村と施設の所在する市町村が異なる場合、保育料の納入先は、公立保育所であれば施設の所在する市町村に、認可保育所であればお住まいの市町村になります。

## 4 各施設で徴収する費用について(利用案内24ページ)

保護者が負担する費用については、<u>延長保育料や主食・副食費など、各施設で徴収する費用もあるため御注意ください。</u>

特に、副食費については、<u>年収360万円未満相当(※1)の世</u> 帯や第3子以降(※2)は免除となりますので、施設別児童一覧の 該当項目を御確認ください。

- ※1 世帯の市民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯等については77,100円以下)
- ※2「第3子以降」とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合

## 5 保育料の納付に関する書類(保育料参考資料1~6ページ)

保育料の納付に関する書類(保育料参考資料参照)については、 各施設から保護者の皆様に配布していただくものとなるので、御確 認をお願いします。

## (1) 配布資料について

- ①「保育料についてのお知らせ」…1ページ
- ②「保育料の口座振替について」…2・3ページ
- ③「口座振替納付依頼書」…4ページ
- ④「Web口座振替のお願い」…5ページ
- ⑤「コンビニエンスストアの納付について」…6ページ
- ※配布資料については、保育対策課より各施設に別途郵送します。

## (2) 口座振替による納付について

川崎市では、保育料は原則、口座振替による納付をお願いしています。手続きには「Web口座振替サービス」と「口座振替納付依頼書」の2種類がありますが、5ページに記載のWeb口座振替サービスをお勧めしています。

口座振替納付依頼書と違い、銀行に行く必要がなく、届出印不要なため、届出印相違によるエラー等も防ぐことができます。<u>各施設においても、Web口座振替サービスの積極的な御案内をお願いします。</u>

# 【説明・配布のお願い】

口座振替手続きは、申込みから引き落とし開始まで1~2か月かかります。そのため、必ず入園前検診後の説明会で保護者に説明・配布をお願いします。

## 6 保育料納入の流れについて

保育料の納入に関する、毎月のスケジュールは次のとおりです。 参考に御確認ください。

#### 当月15日~17日 (土日祝日により前後 する場合あり)

- 納入通知書作成 処理 (当月分保 育料確定・帳票 作成開始)
- **督促状作成処** (前月分未納者)

#### 当月下旬

- 保護者あて納入 通知書・督促状 等を送付
- ※ システムに登録され ている住所あてに郵送 します。
- ※保護者より引っ越し 等の連絡があった際は、 速やかに変更の手続き を行うように案内して ください。

#### 当月末日 (土日祝日の場合 は翌営業日)

・ <u>口座振替日・納</u> 付書払納期限

- ※ 納入通知書・納付書は、納期限を過ぎても使用できますが、延滞金が発生する場合があります。
- ※ 口座振替による引き落としは当月分のみになります。

#### 収納済み

#### 口座振替済通知書(半年に1回)

※ 納付方法が口座振替の方に年2回、 口座振替で納付した金額を記載した 口座振替済通知書を郵送します。

#### 未納

#### <u>督促状作成処理</u> <u>(前月の未納者全員)</u>

※ 督促状と「督促に伴う納付書」を 発行します。(納期限は翌月の2日)

# 【各施設へのお願い】

納入通知書の送付や、未納者に対する督促・催告などは、保育対 策課から各保護者に書類の送付や連絡をしています。

各書類の送付については、システムに登録されている住所あてに 郵送するため、引っ越しなどに伴い住所が変更されており、それが 本市のシステムに反映されていない場合は、旧住所へ郵送されてし まいます。

<u>各施設におきましては、保護者の方より引っ越し等の連絡があった際には、速やかに異動届(及び必要書類)を提出するように御案内をお願いします。</u>